

令和6年度(令和5年分)市県民税申告日程について【国分・隼人地区】

申告会場 : 霧島市役所（本庁舎）1階 総合案内横（エントランスホール）

受付時間 : 8:30～16:00

申告期間 : 令和6年2月1日（木）～令和6年3月15日（金）

住所等の割り振りはありません。期間内にご来場ください。

※昼時間(12:00～13:00)も受け付けています。

※土日、祝日については、令和6年3月10日（日）のみ受け付けています。その日以外の土日、祝日は受け付けていませんので、ご注意ください。

※選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

◎来場される前にご確認ください。

- 農業、営業、不動産所得のある方は、「収支計算書」を作成してからお越しください。
- 医療費控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」を作成してからお越しください。

※経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越しください。

◎無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。

◎申告開始当初や終了間近は混み合います。

来場者が多いと待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以下の方は加音ホールでの申告になります

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①住宅ローン控除の初年度の申告 | ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告 |
| ③先物取引に係る所得の申告 | ④配当所得の申告 |
| ⑤雑損控除の申告 | ⑥青色申告 |

※②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

加治木税務署及び加音ホール案内図

【加治木税務署】

●所在地
〒899-5291
姶良市加治木町諏訪町13番地
電話:(代表)0995-62-2161

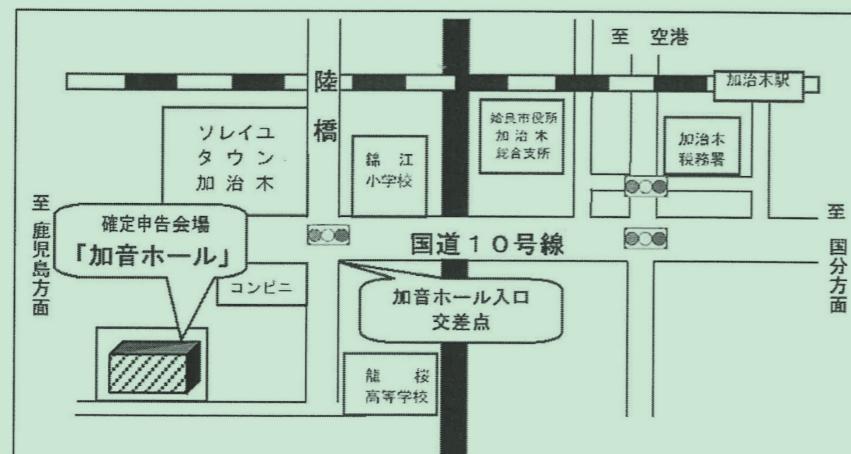
●交通機関
JR日豊本線加治木駅から徒歩5分

●管轄区域
霧島市・伊佐市・姶良市・姶良郡

【加音ホール】

●所在地
〒899-5241
姶良市加治木町木田5348番地185
受付時間:午前9時から午後4時まで
日程:令和6年2月16日(金)～3月15日(金)（土日、祝日を除く）

※入場には、整理券が必要です。



<市県民税の申告についてよくあるご質問>

○確定申告と市県民税申告は何が違いますか。

確定申告は国税である所得税の申告で、市県民税申告は地方税である市県民税の申告です。確定申告をすると税務署から市に情報が届きますので、市県民税申告をしたことになります。

○確定申告が必要ない人も市県民税申告は必要ですか。

市県民税申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告してください。

○市役所の会場で申告できないものはありますか。

土地の売却などできないものがありますので、申告日程表の表面をご確認ください。

○年金の収入のみですが、申告が必要ですか。

年金収入が148万円(65歳未満は98万円)以下の場合は、原則、申告の必要はありません。年金の種類が障害年金等であれば、申告が必要な場合もありますので、裏面の「市県民税申告のご案内」をご確認ください。

○収入がなくても申告が必要ですか。

無収入の方や障害年金等の非課税所得のみの方も、裏面の「市県民税申告のご案内」に該当する方は申告が必要です。別紙の「市県民税簡易申告書」を提出してください。

○申告には何が必要ですか。また、代理でも申告できますか。

申告の内容によって必要な書類が異なります。裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、申告の際にお持ちください。申告に必要な書類をお持ちいただければ、代理でも申告できます。

○源泉徴収票がないのですが、どうすればよいですか。

給与所得者は会社や雇い主、年金所得者は年金機構などの支払者へ発行を依頼してください。発行ができなければ、加治木税務署にご相談ください。

○年末調整済みの給与と年金の収入がありますが、年金のみ申告すればよいですか。

申告は全ての収入を申告しなければなりませんので、裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、お持ちください。

○支払った医療費を申告(医療費控除)すれば、お金が戻ってきますか。

医療費控除は、医療費が戻ってくるのではなく、所得から差し引くことで所得税や市県民税が減額されるものです。医療費控除の対象となるものについては、国税庁のホームページをご確認ください。

○家族を扶養に入れる(配偶者、扶養控除の追加)にはどうすればよいですか。

本人と家族の収入が分かるものなどをお持ちいただき、申告の際に担当職員に申し出てください。

○ふるさと納税のワンストップ特例をしましたが、医療費控除を追加したいと思っています。何が必要ですか。

医療費控除を受けるための書類に加えて、「寄附金受領証明書」と裏面の「申告に必要なものについて」をご確認いただき、該当するものをお持ちください。

○申告会場の待ち時間はどのくらいですか。事前予約はできますか。

混雑状況によって所要時間は異なります。来場される際は、お時間に余裕を持ってお越しください。また、事前予約はできません。受付順に番号札を交付します。

市県民税についてのお問い合わせ先

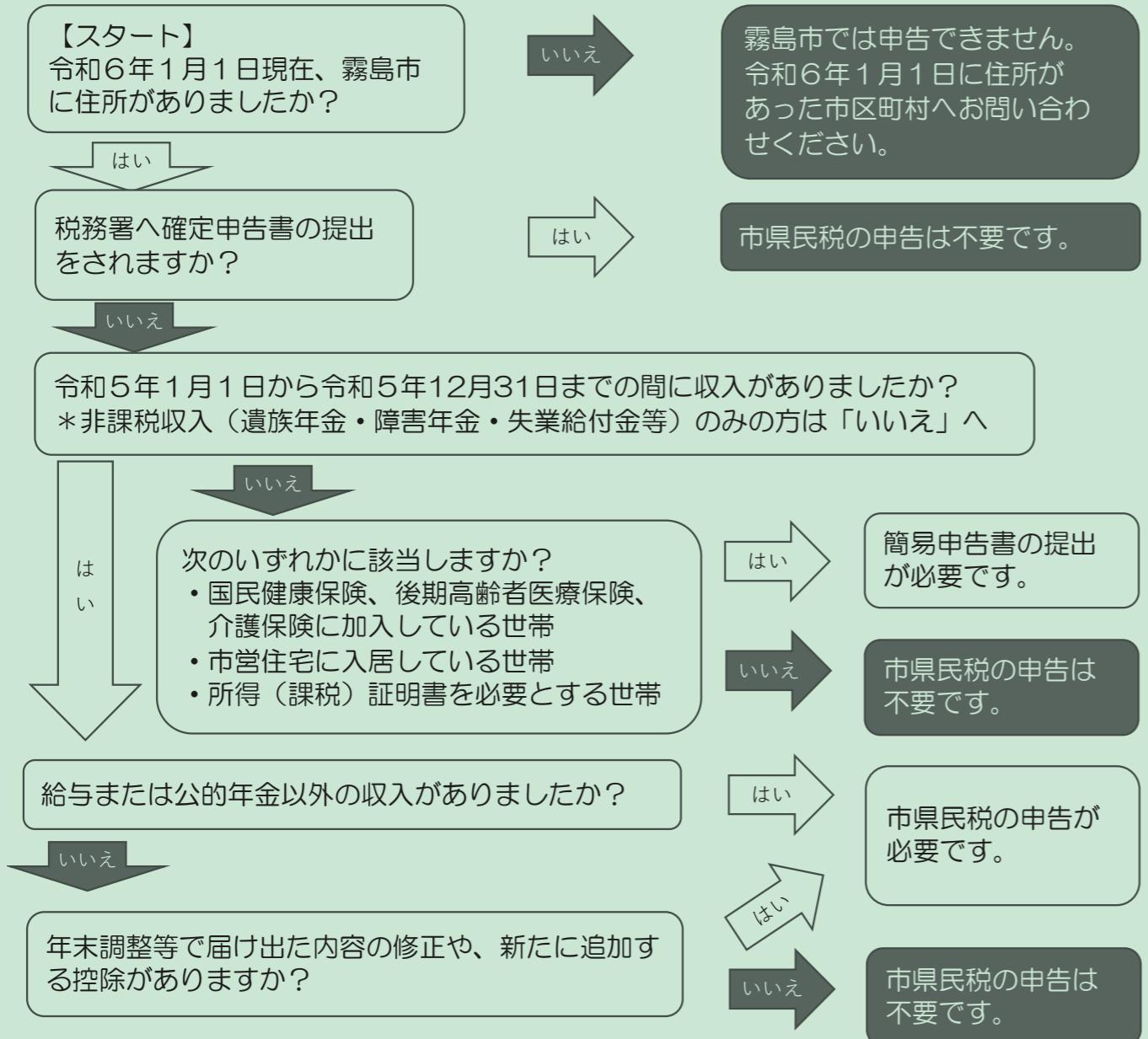
霧島市税務課市民税グループ 電話:0995-45-5111(内線1371～1378)

令和6年度
(令和5年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」については、ホームページや広報誌にも掲載していることから、今後は班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」についても、今後は全戸配布を廃止いたします。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読み先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市税務課市民税グループ 宛
ファックス：0995-64-0931
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考にして記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しください。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。